

障害者基本計画・わかりやすい版



障害者基本計画とは

地域での生活を 支える手助け

- ▶

- ▶住みなれた身近な地域で暮らせるように、 いろいろな福祉サービスを増やします。
- ▶皆さんが、小さいときから 大人(社会人) になるまで 手助けが受けられるようにします。
- ▶入所施設などにいる人が、施設から出て 地域で暮らせるようにします。
- ▶「自分のことは自分で決める」という、 自己決定を大切にします。 自分で決めることが難しい人には、 決めるための手助けをします。
- 車いすなどの福祉用具を使いやすくしたり、障害のある人を手助けする「盲導犬」や「介助犬」などを増やしたりします。

▲ 健康に暮らすための

手助け

- ▶皆さんが、身近な地域で病院や歯医者へ 通うことができるようにします。
- ▶精神的な病気で長く たいだしている人が退院したときに、 身近な地域で生活できるようにします。
- ▶精神的な病気で入院している人が 退院した後に利用する、 福祉サービスなどを増やします。
- ★難病(治すことが難しい病気)についてくわしく調べたり、 難病の人と家族の暮らしを 手助けしたりします。
- ▶ 障害のもとになる病気や けがを防ぐことができるような 取組をします。

3

学校や芸術活動、 スポーツなどへの手助け

- ▶障害のあるなしに関係なく、 十分な教育をできるだけいっしょに 受けられるようにします。
- ●皆さんがいろいろな芸術活動 (絵を描く、演奏を聴くなど)や スポーツを楽しめるようにします。
- ▶学校の建物や教室、 教科書などを使いやすくします。
- ▶障害のある子どもに合った教育が

▶ 障害のある子どもへの支援に 後立つ散組について、 全国の学校へ知らせるようにします。

くらすための手助けが

- ▶ 替さんの芸術活動やスポーツが 広まるようにします。
- ▶ 目や茸に障害のある人でも映画を 楽しむことができるようにします。









働くことへの き助け

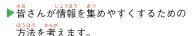
- ▶ 皆さんが働くことができるよう、 いろいろな手助けをします。
- ▶ 障害があっても会社で働く人が増えるようにします。
- ▶ 職場での差別や虐待 (無視やいじめなど)をなくしていきます。
- ▶ 障害のあるとがたくさん働くことができる、「特例子会社」という仕組みを 広げていきます。
- ▶ 身近な地域で仕事をみつけるための 相談ができるようにします。

- ▶ 会社で働くことが難しい人のために、 手助けを受けながら働くことができる 福祉サービスを開意します。
- ●働くための手助けとあわせて、 障害年金や福祉手当など、 生活のために必要なお金を 受け取れるようにします。

- ▶障害があっても、できるだけ 住みなれた身近な地域で暮らすことが できるように、住む場所や 出かける場所を使いやすくします。
- ▶ 障害があっても住みやすい家を増やして、
 皆さんが身近な地域で
 住みやすくなるようにします。
- 地域で暮らすための住まい (グループホームなど)を増やします。
- ★電車やバスなどの乗り物を 乗りやすくします。
- ▶ 役所や公園など、たくさんの人が 使う場所を使いやすくします。
- 火事や地震などが起きたとき、 間りの人が助けてくれるような 仕組みをつくります。

はょうほう を伝えるための

手助け



- ▶ 曽や茸に障害のあるとでも テレビやビデオ、電話やインターネット などを使って情報を集めることが できるようにします。
- ▶障害があることで話すことや 聞くことが難しいときに、 手助けする人を増やします。
- ▶役所からのお知らせは、 皆さんにもわかりやすいようにします。





った。 安全に暮らすための 手助け

- ●皆さんが安全に暮らせるよう、 地震や台風などの災害へ備え、 犯罪(盗みや暴力など)に 巻き込まれないようにします。
- ▶ 地震や台風などの災害が起きたとき、 皆さんが困らないようにします。
- ▶警察の職員に皆さんのことを 知ってもらい、犯罪へ 巻き込まれないようにします。
- ▶ いらないものを無理に買わされたり、 ***
 悪い人にだまされたりしないようにします。

8

障害のある人の権利を **するための手助け

- ▶ 障害のある人もない人も、 みんながお<u>ち</u>いのことを 大切にする社会をめざします。
- ▶障害を理由とした差別や 虐待(無視やいじめなど)を なくしていきます。
- ▶

 皆さんがいやな

 説いをしたときに、

 相談しやすくします。
- ▶障害を理由とする差別をなくし、 もめごとを解決したりする仕組みを ととのえます。
- ▶ 首分で決めることが難しい人の 手助けの仕組みをより良くします。

9

*役所や選挙などでの 手助け

- ▶ 役所で働く人は、障害のことについて 勉強して、理解するようにします。 また、障害があっても 選挙に参加できるようにします。
- ▶障害があっても役所でのいろいろな 手続き(申込みなど)ができるように、 必要な手助けをします。
- ▶ 障害があっても選挙に参加できるよう、 投票する場所へ出入りしやすくするなど、 手助けの仕組みをつくります。
- ▶ 皆さんが警察につかまったり、 裁判になったりしたときに、 できるだけ聞らないようにします。

10



- ▶この計画に書かれていることを しっかりと進めるために、 次のことをします。
- ●皆さんへの手助けが進むように、 国だけではなく、都道府県や市町村、 障害のある人の集まり)や 会社などとも協力します。
- ▶ポスターや広告をつくって、 障害のある人を手助けすることが 大切であることを伝えます。
- ▶ ♥ 校でも、 皆さんのことを 知ってもらう取組をします。









障害者基本計画の目標

立てた目標 もくひょう ないよう 目標の内容 今の様子

入所の施設から 地域へ戻った人の数

2.9流人 人 3.6流人

入院している精神障害のある人が 短い間で退院できる割合

≯76%

子ども一人ひとりに合った 教育支援計画をつくる割合

ハローワークで仕事を みつけた障害のある人の件数

37 分件

職員が50人以上いる会社で 働いている障害のある人の数

38.2 为人 46.6 元人

グループホームで 暮らしている人の数

月8號

耳に障害のある人へ情報を 届けるための施設

6都道府県 人名 47 和道府里

*立てた目標を達成する時期は、内容によって違います。 **

問い合わせ先

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

電話: 03-5253-2111 ファックス: 03-3581-0902

ホームページhttp://www8.cao.go.jp/shougai/index.html

協力:筑波大学附属大塚特別支援学校/東京都立青鳥特別支援学校

この冊子は、平成25年9月に決定された「障害者基本計画」の内容を、誰にでもわかりやすくなるよう、 とくべっしょんがっこう。 せんせい せいと 特別支援学校の先生や生徒さんと話し合いながら作られたものです。